

議案第 号

公の施設（宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館）の指定
管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- 1 公の施設の名称 宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市大原野字炭屋1番1
特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I
理事長 和田英子
- 3 指定の期間 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで

議案第 号から第 号まで

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

令和7年（2025年）7月22日

宝塚市長 森 臨太郎 様

宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館
指定管理者選定委員会委員長 野崎 隆一

宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館の指定管理者の候補者
選定について（答申）

令和7年（2025年）5月12日付け宝塚市諮問第2号で諮問のありました標記のこと
について、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

（1）選定の目的

宝塚市立西谷児童館（以下「西谷児童館」という。）及び宝塚市立地域利用施設西谷会館（以下「西谷会館」という。）を管理する指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間に於ける当該施設の指定管理者として適当な候補者を応募者のうちから選定するものです。

（2）選定する施設

ア 西谷児童館

イ 西谷会館

（3）応募対象者の選定方法

ア 西谷児童館については、宝塚市立児童館条例では公募が原則ですが、西谷会館との複合施設であり、西谷会館と一体的に管理運営させることが現実的かつ合理的であり、また宝塚市指定管理者制度運用方針の規定も踏まえ、児童館条例第18条第4項の「特別の事由があると認める場合」を適用し、非公募により選定す

ることとしました。

イ 西谷会館は、宝塚市立地域利用施設条例第17条第1項で、公募によることなく、地域利用施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するとされていることから、宝塚市内の自治会等の地域活動団体、地縁的団体及び特定非営利活動団体を対象として選定することとし、申請を募ることとしました。

(4) 応募の状況

上記の選定方針に基づき申請を募ったところ、1者の団体から申請がありました。

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長 野崎 隆一（特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所）

委員長職務代理 中村 かおり（大阪人間科学大学 准教授）

委員 越智 彰（税理士）

委員 前菌 真由美

（宝塚市社会福祉協議会 地域支援部 地域担当支援課 課長）

委員 小島 マサ子（宝塚市民生委員・児童委員連合会）

委員 大塚 ひさ子（市民公募委員）

(2) 選定経緯

ア 第1回選定委員会 令和7年5月12日

（募集要項・業務の概要、選定基準の決定）

イ 指定管理者募集 令和7年5月20日～令和7年6月20日

ウ 第2回選定委員会 令和7年7月22日

（書類及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定）

(3) 評価方法

西谷児童館及び西谷会館ともに、評価項目（6項目）と配点（110点満点）を設定し、応募者から提出された申請書及びプレゼンテーションの内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員6名の評価点を西谷児童館及び西谷会館とで合計して

1,320点満点（各施設660点満点）とし、最低必要点を792点（60.0%）

と定め、この点数に満たない場合は候補者に選定されないこととしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

各委員の評価点に基づいて、委員会で意見交換を行った結果、申請者である特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I を指定管理者の候補者として選定することが適当であると出席委員全員一致で決定しました。

採点結果は、

西谷児童館 660点満点中531点 (80.5%)

西谷会館 660点満点中541点 (82.0%)

合計 1,072点 (81.2%) となりました。

住 所 宝塚市大原野字炭屋1番1

名 称 特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I

代表者 理事長 和田 英子

(2) 選定理由

西谷児童館及び西谷会館ともに、別紙のとおり、最低必要点を上回っていることから、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断しました。

4 付帯意見

特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I が、20年間継続して子どもを含む地域住民と連携して事業を進めてきたことは評価できます。ただし、今後は現状を維持するだけでなく、他館との情報交換等を進めながら、今まで以上に地域活性化の拠点になる施設となるような運営をお願いします。

宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館
指定管理者の候補者選定結果

(選定委員会開催日: 令和7年7月22日)

指定管理者の候補者と選定された者(特定非営利活動法人宝塚NISITANI)

(宝塚市立西谷児童館)

評価項目		配点	配点 合計	評価点 (得点率)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	60	52 86.7%
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	60	52 86.7%
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか	10	60	50 83.3%
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	60	44 73.3%
効率性	経費削減のための具体的な方策があるか	10	60	42 70.0%
	適正な収支計画がなされているか	10	60	46 76.7%
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	30	25 83.3%
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	30	25 83.3%
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	30	22 73.3%
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	30	22 73.3%
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	30	26 86.7%
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	60	50 83.3%
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	30	25 83.3%
特殊性	複合施設であることを鑑みて、相互の効率的な利用が図られる内容になっているか	10	60	50 83.3%
計		110	660	531 80.5%

(宝塚市立地域利用施設西谷会館)

評価項目		配点	配点 合計	評価点 (得点率)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	60	48 80.0%
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	60	50 83.3%
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか	10	60	52 86.7%
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	60	46 76.7%
効率性	経費削減のための具体的な方策があるか	10	60	50 83.3%
	適正な収支計画がなされているか	10	60	46 76.7%
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	30	24 80.0%
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	30	25 83.3%
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	30	22 73.3%
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	30	22 73.3%
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	30	26 86.7%
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	60	52 86.7%
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	30	26 86.7%
特殊性	地域のコミュニティや地域の活性化の推進に貢献している団体であるか	10	60	52 86.7%
計		110	660	541 82.0%

宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館 評価点合計 1,072 81.2%

(途中表 別紙)

宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館指定管理者選定委員会 採点結果表（西谷児童館）

評価・採点項目		配点	配点 合計	応募団体A 評価	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	平均
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	60	52	10	10	8	6	8	10	8.7
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	60	52	8	10	8	8	8	10	8.7
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案（計画）はあるか	10	60	50	8	8	8	8	8	10	8.3
	利用者からの要望（苦情）の把握とその解決策（実現方策）を持っているか	10	60	44	6	8	6	6	10	8	7.3
効率性	経費削減のための具体的な方策があるか	10	60	42	6	6	6	6	8	10	7.0
	適正な収支計画がなされているか	10	60	46	8	6	8	6	8	10	7.7
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	30	25	4	4	4	4	4	5	4.2
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	30	25	4	4	4	4	4	5	4.2
	候補者の経営状況（財務基盤）が安定しているか	5	30	22	4	3	4	3	4	4	3.7
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	30	22	3	4	3	3	4	5	3.7
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	30	26	4	5	4	4	4	5	4.3
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	60	50	8	8	8	8	8	10	8.3
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	30	25	4	4	4	4	4	5	4.2
特殊性	複合施設であることを鑑みて、相互の効率的な利用が図られる内容になっているか	10	60	50	8	8	8	8	8	10	8.3
計		110	660	531	85	88	83	78	90	107	88.5
得点率				80.5%							

宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館指定管理者選定委員会 評価採点表（西谷会館）

評価・採点項目		配点	配点 合計	応募団体A 評価	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	平均
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	60	48	8	8	8	6	8	10	8.0
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること	10	60	50	8	8	8	8	8	10	8.3
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案（計画）はあるか	10	60	52	8	8	8	8	10	10	8.7
	利用者からの要望（苦情）の把握とその解決策（表現方策）を持っているか	10	60	46	6	6	8	8	10	8	7.7
効率性	経費削減のための具体的な方策があるか	10	60	50	6	6	10	8	10	10	8.3
	適正な収支計画がなされているか	10	60	46	6	8	8	6	8	10	7.7
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	30	24	4	4	4	3	4	5	4.0
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	30	25	4	4	4	4	4	5	4.2
	候補者の経営状況（財務基盤）が安定しているか	5	30	22	4	4	3	3	4	4	3.7
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	30	22	3	3	4	3	4	5	3.7
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	30	26	4	4	5	4	4	5	4.3
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	60	52	8	8	10	8	8	10	8.7
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	30	26	4	4	5	4	4	5	4.3
特殊性	地域のコミュニティや地域の活性化の推進に貢献している団体であるか	10	60	52	8	8	10	8	8	10	8.7
計		110	660	541	81	83	95	81	94	107	90.2
得点率				82.0%							

(様式第4号)

団 体 概 要 書

団 体 名	特定非営利活動法人宝塚 NISITANI		
代 表 者 名	和 田 英 子	設 立 年 月 日	平 成 1 6 年 4 月
所 在 地	宝塚市大原野字炭屋1番1		
基 本 財 産	5,736,384	職 員 数	40 (社員・準社員)
役 員 構 成 ・ 氏 名	(役職) 理事長	(氏名) 和 田 英 子	
	(役職) 副理・会長	(氏名) 井 上 浩 成	
	(役職) 副理事長	(氏名) 小 中 和 正	
	(役職) 副理事長	(氏名) 二 井 由 紀 美	
	(役職) 理事	(氏名) 中 村 正 文	
	(役職) 理事	(氏名) 辻 孝 治	
	(役職) 理事	(氏名) 大 上 修	
	(役職) 理事	(氏名) 辰 巳 智 子	
	(役職) 理事	(氏名) 福 本 麻 紀	
	(役職) 理事	(氏名) 廣 津 逸 子	
(役職) 監事	(氏名) 坊 向 一 成		
事 業 目 的 ・ 内 容	この法人は、宝塚市北部地域における地域利用施設や児童館、森公園等の公共施設の管理運営を始め、地域の高齢者や環境保全を行い、まちづくりの推進、福祉の増進に寄与することを目的とする。 (内容) 公共施設・駐車場の管理運営		
組 織	(※組織図を添付)		
電 話	0797-91-0735	F A X	0797-91-0760
電 子 メ ー ル	nishitani-jidoukan05@feel.ocn.ne.jp		
担 当 部 署 名	西谷児童館	担 当 者 名	二 井 由 紀 美
同様または類似施設の管理運営状況			
施 設 名	所 在 地	主 な 業 務 内 容	運 営 開 始 年 月 日
宝塚市立西谷 会館	宝塚市大原野字 炭屋1番1	西谷会館の 管理運営業務	平成17年11月 1日

兵庫県立宝塚 西谷の森公園	宝塚市境野字 保与谷 14 番の 1	公園施設の 管理運営	平成 20 年 7 月
------------------	-----------------------	---------------	-------------

○宝塚市立児童館条例（抜粋）

平成17年6月30日

条例第38号

（指定管理者の指定）

第18条第1項～第3項 略

- 4 市長は、児童館(センターを除く。以下この条において同じ。)の指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 5 児童館の指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に児童館の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(次項において「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、児童館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が児童館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 児童館の管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立地域利用施設条例（抜粋）

平成17年6月30日

条例第34号

（指定管理者の指定）

- 第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、地域利用施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。
- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に地域利用施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。
 - (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が地域利用施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 地域利用施設の管理を安定して行う能力を有していること。

（平26条例36・一部改正）